

日本少年野球連盟岐阜笠松ボーイズ規約

(平成 30 年 11 月 1 日制定)

令和元年 11 月 1 日 改正

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)
- 第 2 章 組織(第 6 条～第 11 条)
- 第 3 章 会議(第 12 条～第 16 条)
- 第 4 章 会計(第 17 条～第 20 条)
- 第 5 章 団員等(第 20 条～第 25 条)
- 第 6 章 指導及び補償(第 26 条～第 27 条)
- 第 7 章 補則(第 28 条)
- 第 8 章 別則(第 29 条)

第 1 章 総則 (チームの名称)

第 1 条 本チームは、日本少年野球連盟岐阜笠松ボーイズ(通称「岐阜笠松ボーイズ」という。)と称する。

(所属連盟)

第 2 条 本チームは、公益財団法人日本少年野球連盟(以下「連盟」という。)に加盟し、岐阜県支部(以下「支部」という。)に所属する。

(事務所)

第 3 条 本チームの事務所は、岐阜県羽島郡笠松町有楽町9番地に置く。

(有限会社三信 サンシンスポーツ)

(目的)

第 4 条 本チームは、硬式野球を通じて団員等相互の融和と協調を図り、野球技術向上に並び心身共にたくましい健全な青少年の育成をはかることを目的とする。

(事業)

第 5 条 本チームは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 休日を中心とした集団による反復練習
- (2) 日常的な自己トレーニング
- (3) 連盟大会、地区大会及び支部大会への参加
- (4) 練習試合の実施
- (5) 連盟及び支部への協力
- (6) その他本チームの目的を達成するための活動

第 2 章 組織

(組織)

第 6 条 本チームは、次の者をもって組織する。

(1) 団員 硬式野球を愛し、保護者の承認を得た中学生で、第 16 条に規定する入団審査会において入団を承認された者

(2) 選手 団員のうち連盟の登録が完了した者

(3) 保護者 団員及び選手(以下「選手等」という。)の父母

(4) 指導者等

ア・代表 1 名

イ・副代表 若干名

ウ・監督 1 名

エ・コーチ 若干名

オ・会計 1 名

カ・事務局 若干名

(指導者等選出)

第 7 条 本チームは、指導者等の選出を以下に定める。

ア・代表 総会にて選出し承認を得た者で、岐阜県支部理事会において承認を得た者

イ・副代表 保護者会で選任し承認を得た者で、岐阜県支部理事会において承認を得た者

ウ・監督 代表が選任し、岐阜県支部理事会において承認を得た者

エ・コーチ 代表及び監督が選任し、岐阜県支部理事会において承認を得た者

オ・会計 総会で選出し承認を得た者、但し代表が選任する事もできる

カ・事務局 総会で選出し承認を得た者、但し代表が選任する事もできる

(指導者等の職務)

第 8 条 職務について

(1) 代表は、本チームを代表し、チームの総理する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表が不在等の場合はその職務を代行する。

(3) 監督は、チーム全体の活動と運営を統括し、選手の野球技術の向上及び選手の社会人としての基礎指導を行う。

(4) コーチは、監督を補佐し、監督の指導に従い選手の野球技術の向上及び資質の涵養に努め、監督不在の場合は監督の代行をする。

(5) 会計は、代表の命を受け、本チームの出納その他の会計事務を掌る。

(6) 事務局は、代表の命を受け、本チームの事務を掌る。

(指導者等の任期)

第 9 条 指導者の任期

1. 指導者等の任期は、1 年間とし再任及び兼任を妨げない。
2. 任期中に交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導者等の退任勧告)

第 10 条 指導者等の解任勧告

1. 指導者等としてふさわしくない場合は、当該指導者等を除くスタッフ会議において全会一致で退任を勧告することが出来る。ただし、退任勧告の決定にあたっては、事前に当該指導者等に弁明の機会を与えなければならない。
2. 代表の解任については、保護者会で臨時総会を開催し代表の代わりを選出し総会で承認を得れば現代表の解任ができる。
3. 監督及びコーチの解任は、代表が指導者としてふさわしくないと判断したときは解任できる。
4. 退任勧告を受けた指導者等は、総意を真摯に受け止め、自らの出处進退を明確にする。

(特別の職)

第 11 条 本チームに名誉会長、会長、顧問、総監督及びその他特別の職を置く事が出来る。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第 12 条 本チームに次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) スタッフ会議
- (3) 保護者会
- (4) 入団審査会

(総会)

第 13 条

1. 総会は、指導者等及び保護者(以下この条において「構成者」という。)をもって構成する。
2. 通常総会は毎年 1 回、原則として 3 月末までに代表が招集し、次の事項を処理する。
 - (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 指導者等の推挙及び選出
 - (4) 本規約の改廃
 - (5) その他指導者等あるいは総会において必要と認められた事項
3. 臨時総会は指導者等会議または保護者会が必要と認めるとき、代表がこれを招集する事が出来る。
4. 通常総会及び臨時総会の議長は代表があたる。
5. 総会の構成者の過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。

6.総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

(スタッフ会議)

第 14 条

1.スタッフ会議は、指導者等をもって構成し、代表が招集する。

2.スタッフ会議は、次の事項を処理する。

- (1) 事業の実施に関する事
- (2) 団員等の野球技術向上及び資質の涵養に関する事
- (3) その他チーム運営に関する事

(保護者会)

第 15 条

1.保護者会は、保護者をもって構成し、保護者会会長が招集する。

2.保護者会について必要な事項は、別に定める。

(入団審査会)

第 16 条

1.入団審査会は、代表、副代表及び監督をもって構成し、代表が招集する。

2.入団審査会は、入団希望者の審査を行い、入団者を決定する。

第 4 章 会計

(経費)

第 17 条 本チームの経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 入会金は¥11,000 とする。(但し新3年生 ¥5,500、新2年生 ¥8,000、新1年生 ¥11,000 とする)

(2) 月謝は1ヶ月 ¥11,000 とする。尚、兄弟の2子目は ¥5,000 とする。

月謝の納入期間は、最終学年(3年)の12月迄とし翌1月～3月迄は無料とする。

最終学年(3年)9月～12月までの月謝は ¥2,500 円。

兄弟の2子目の ¥5,000 は1子目が最終学年(3年)の8月迄とする。

- (3) 保険料年1回 ¥800 とする。
- (4) 登録料年1回 ¥2,000 とする。
- (5) 遠征、合宿等に参加する場合は別途費用とする。

(6) 寄付金

(7) その他の収入

(会計年度)

第 18 条 本チームの会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(監査)

第 19 条 本チームの会計は、保護者会が選出する監事2名の監査を受けなければならない。

第 20 条 本規約に定めるもののほか会計について必要な事項は、別に定める。

第5章 団員等

(団員等の権利)

第21条 団員等は、本規約に定めるもののほか、本チームの目的追及に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(団員等の義務)

第22条 団員等及び保護者は、本規約その他の規定を遵守し、本チームの目的追求に必要な事業に協力する義務を負う。

(入団)

第23条 本チームに入団しようとする者は、本チームの目的に賛同し、所定の手続きを行ない、入団審査会の承認を受けなければならない。

(退団)

第24条 本チームを退団しようとする者は、理由を付して退団届を提出しなければならない。

(除名)

第25条 団員が次のいずれかに該当するときは総会の議決を経て、代表がこれを除名することができる。

- (1) 本チームの名誉を傷つける行為又は本チームの目的に違反する行為があったとき
- (2) 本チームの団員としてのチーム規約及びその他の諸規定に違反したとき
- (3) 会費納入を怠ったとき
- (4) その他団員として適当でないと認められたとき

第6章 指導及び補償

(指導方針)

第26条

1. 第5条に掲げる事業を遂行するためグラウンドを使用している際は、団員等及び指導者等を除く者の立ち入りを禁ずる。ただし、監督及びコーチの了解 又は要請があった場合は、この限りでない。
2. 団員等及び保護者は、練習方法、選手起用及び試合運びなどの指導方針について介入をすることなく、指導者等にその一切の権限を委ねる。

第7章 補則（その他）

第28条 この規約に定めるもののほか、本チームの運営に関し必要な事項は、代表がスタッフ会議に諮りこれを定める。

第8章 別則

(処分対象)

第29条 チームの円滑、健全な運営を堅持するために次の通り禁止事項を定め、違背・問題が生じた場合は役員会に諮り、処分する。

1. チーム(選手)の中学生として不適切な容姿、私生活。

(茶髪・ピアス・不登校・夜間徘徊等)

2. 役員他、監督、コーチの指導者として不適切な容姿、服装、非行。

3. 暴力団及び反社会的な政治・宗教団体に属する保護者の入団(入団後、発覚の場合は除名)

4. 保護者から指導者に対し選手起用、指導方針、指導方法に対し意見・批判。

5. 保護者から練習及び試合時に、選手に対し直接の指導・罵声。

6. 保護者からの特別の事情を除き、直接監督・コーチに電話を入れる行為。

(事務局の事務連絡は除く)

7. 選手現役時に保護者より役員に対し、個人的な接待・物品の提供。